

2016

国保担当者 ハンドブック

改訂20版

2016

改訂20版

国保担当者ハンドブック



9784784602957



1923032042000

ISBN978-4-7846-0295-7

C3032 ¥4200E

定価:本体4,200円+税

11244

第六節 被保険者資格証明書	92
第七節 高齢受給者証	
第八節 被保険者の権利救済	
一 行政不服審査法	
二 国民健康保険の審査請求	
第三章 保険給付	
第一節 保険給付の種類	
一 保険事故による分類	
二 法定給付と任意給付の分類	
第二節 療養の給付	
一 療養の給付の範囲	
二 療養の給付の受給方法	
第三節 一部負担金	
一 一部負担金の割合	
二 一部負担金の支払方法	
三 一部負担金の諸責任	
第四節 繼続給付	
一 繼続給付が行われる場合	
二 受給要件	
三 繼続給付の打切り	
四 繼続給付の停止	
五 受給手続	
第五節 診療報酬	
一 診療報酬の額	
二 審査事務の委託	
三 保険者の確認事務	
四 診療報酬の支払	
五 国民健康保険診療報酬審査委員会	
六 特別審査委員会	
七 その他	
第六節 療養費	
一 支給要件	
二 療養費の支給申請	
三 療養費の額	
第七節 特別療養費	
200 194 193 191 191 189 187 187 184 183 183 181 178 178 177 174 173 172 170	92

給を決定した場合は、保険者の手続として当該申請者に対し不支給決定通知書を送付する場合、不支給とする事由を明確に説明すると同時に、法第九十一条第一項の規定に基づる旨の教示をしなければならない。

三 療養費の額

療養費の額は、当該療養に要する費用つまり診療報酬の支払方法に準じて、療養の給付若しくは保険外併用療養費の支給の別に算出した額を基準に保険者が審査決定することとされているが、現実に被保険者等が保険医療機関に支払った額が標準とする額より低いときはその支払った額にとどめ、標準とする額を上回った場合には標準とする額に相当する額を支給することとしている。

また、これ以外にあんま、はり・きゅう・柔道整復の施術料金、治療用器具の価格については、それぞれ算定の基準が示されており、これらの基準に基づき算出することとされている。

なお、世帯主又は組合員が保険者に対して有する療養費の請求権は、二年の時効により消滅し（法第百十条）、その起算日は、被保険者等が医療費等の代金を支払った日の翌日とされている（昭和三一年一〇月三〇日保文発第八九一六号）。

【海外療養費の不正請求対策等について】

海外において療養等を受けた場合の費用について、国民健康保険法（昭和三三年法律第一九二号）第五四条及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五七年法律第八〇号）第七七条に基づき支給される療養費（以下「海外療養費」という。）の支給にあたっては、市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合及び後期高齢者医療広域連合（以下「保険者等」という。）において適切な審査が実施されているが、国民健康保険において海外療養費の不正請求事案が複数明らかになつていていることから不正請求について、今後一層の対策が必要とされている。

このため、保険者等における海外療養費の支給申請に対する審査の強化等の対策等が次のとおり示された。

第一 海外療養費の支給申請に対する審査の強化について

- 1 海外療養費の支給申請時における確認について

海外療養費の支給申請があった場合には、パスポート等の提示を求めることにより、海外において療養等を受けたとされる被保険者の渡航の事実や、支給申請に係る療養等が当該渡航期間内に行われたものであることを確認すること。
- 2 海外療養費の支給申請書等の審査について

海外療養費の支給申請書並びにこれに添付することとされている診療内容明細書及び領収明細書（以下「支給申請書等」という。）の審査にあたって、保険者等が必要と認める場合には、(1)～(4)に掲げる取組を行い、当該各取組ごとに掲げる事実等が見受けられるか確認すること。

不正請求については、他の保険者等に対しても同様の方法で行われることが考えられることから、不正請求事例に係る情報を各保険者等で共有するため、厚生労働省において当該情報を収集した上、保険者等、都

- (1) 支給申請を行う者（以下「申請者」という。）^①と又は海外において療養等を受けたとされる被保険者との、過去の支給申請書等の縦覧点検や、支給申請書等と診療（調剤）報酬明細書との空合の実施
 - 申請者又は療養等を受けたとされる被保険者が同一である申請が多い又は定期的になされていること
 - 海外において、同一の疾病について療養等を受けていることが多いこと
 - 国内において受けた療養等と比較して、海外において受けた療養等が不自然であること
 - （例・国内において慢性疾患に係る療養等を受けていないにもかかわらず、海外において慢性疾患に係る療養等を受けている場合等）
 - (2) (1)に掲げるような事実が見受けられる場合等、保険者等が必要と認める場合における、外国語で記載された診療内容明細書又は領収明細書について添付されている翻訳文とは別の翻訳の実施
 - 診療内容明細書又は領収明細書について添付されている翻訳文の内容が、保険者等が別に行つた翻訳の内容と著しく乖離していること
 - 診療内容明細書又は領収明細書に記載された言語が明確でなく、翻訳できないこと
 - (3) 診療内容明細書又は領収明細書の記載の筆跡の確認（過去になされた支給申請に係る診療内容明細書又是領収明細書の記載の筆跡との比較も含む。）
 - 別々の医療機関等や医師等から療養等を受けていているにもかかわらず、当該医療機関等や医師等が記載した診療内容明細書又は領収明細書の筆跡が類似していること
 - (4) 支給申請に係る療養等を受けたとして申請書等に記載されている医療機関等の名称・所在地等の情報に係るインターネット等による確認
 - 療養等を受けたとされる医療機関等の存在が確認できること
 - 療養等を受けたとされる医療機関等の所在地等の情報が、申請書等に記載されている当該医療機関等の所在地等の情報と異なること
- 3 海外において療養等を受けた事実等の確認について
- (1) 支給申請書等の審査にあたり、2の各取組ごとに掲げた事実等が見受けられた場合には、必要に応じ、支給申請書等を受けたとされる海外の医療機関等に対して提供することや、当該医療機関等が支給申請に係る療養等の情報を保険者等に提供することについて、申請者等の同意を得るなどの対応を行うこと。
 - (2) (1)により医療機関等に照会を行った結果、支給申請に係る療養等が行われた事実がなく、又は行われた療養等の内容が支給申請に係る療養等の内容と著しく異なることが確認された場合等、偽りその他不正の行為によつて海外療養費の支給を受けようとしたものと認められる場合には、不正請求として不支給決定を行うこと。
- 第二 海外療養費の不正請求事例への対応について
- 1 不正請求事例の厚生労働省への報告について

不正請求については、他の保険者等に対しても同様の方法で行われることが考えられることから、不正請求事例に係る情報を各保険者等で共有するため、厚生労働省において当該情報を収集した上、保険者等、都

道府県及び地方厚生（支）局に対して情報提供することとしたので、保険者等及び都道府県においては、別紙の方法により、不正請求事例についての報告等をされたいこと。

2

不正請求事例等についての警察との相談・連携について

(1) 次のような場合には、警察本部又は警察署の相談を受理するための総合窓口に対して相談を行うとともに

に、その後も警察と連携を図り、適宜適切な対応をとること。

① 第一の3(2)により、不正請求として不支給決定を行った場合、又は過去に行つた支給決定が不正請求によるものであったことが判明した場合

② 保険者等において、不正請求と認めるには至っていないものの、支給申請や審査の過程で不正請求の疑いがあると判断した場合

〔例〕第一の1によりパスポート等の提示を求めたにもかかわらず、正当な理由なく申請者がこれを拒んだ場合や、第一の2の各取組ごとに掲げた事実等が見受けられた場合

(2) (1)による、警察との相談・連携を円滑に行えるよう、支給申請があつた場合には、第一の1により提示を求めたパスポート等の写しを取ることや、支給申請時の申請者とのやり取りを記録する等の必要な対応を行うこと。

第三 周知・広報について

海外療養費の不正請求を未然に防止する観点から、保険者等において、支給申請に対して審査を強化する取組を実施していることや、不正請求に対して警察と連携して厳正な対応を行つていていることなどを、ポスターやリーフレット、ホームページ等において周知・広報すること。

第四 海外療養費の支給申請に対する審査業務等の委託について

第一の2及び3において示した翻訳業務や、海外の医療機関等に対する照会業務については、必要に応じて、国民健康保険団体連合会や、当該業務について専門的な技術や知見を有する民間会社等へ委託することも検討すること。

海外療養費をめぐつて、不正請求の問題が懸案となつており、厚生労働省は実効性をより高める方策を立案、平成二八年四月一日から施行される改正省令を発出した。

この改正省令では、健康保険法施行規則や国保法施行規則、高齢者医療確保法施行規則などを改正し、海外療養費の支給申請にあたり、被保険者に対して、

- ① 旅券、航空券その他の海外に渡航した事実が確認できる書類の写し
- ② 被保険者が海外療養の内容について、当該海外療養を担当したものに照会することに関する同意書

の二点を添付書類として求めることを規定している。

パスポートだけでは海外渡航期間等の確実な把握は難しいという問題があり、添付を義務付ける書類の範囲を、航空券のほか、海外で利用したクレジットカードの明細書、ホームページ先との契約書など、海外に渡航した事実が確認できる書類の写しとしたところである。

国保担当者ハンドブック [改訂20版]

定価 本体4,200円+税

昭和 50 年 12 月 初版発行
平成 11 年 1 月 改訂 7 版発行
平成 13 年 9 月 改訂 8 版発行 ②
平成 15 年 5 月 改訂 9 版発行
平成 18 年 6 月 改訂 10 版発行
平成 19 年 6 月 改訂 11 版発行
平成 20 年 6 月 改訂 12 版発行
平成 21 年 6 月 改訂 13 版発行
平成 22 年 6 月 改訂 14 版発行
平成 23 年 6 月 改訂 15 版発行
平成 24 年 6 月 改訂 16 版発行
平成 25 年 6 月 改訂 17 版発行
平成 26 年 6 月 改訂 18 版発行
平成 27 年 6 月 改訂 19 版発行
平成 28 年 6 月 改訂 20 版発行

発行者 高本哲史
発行所 株式会社社会保険出版社

本社 東京都千代田区猿楽町 1-5-18
〒 101-0064 電話 03 (3291) 9841 (代)
大阪支局 大阪市中央区博労町 4-7-5 本町 TS ビル
〒 541-0059 電話 06 (6245) 0806 (代)
九州支局 福岡市博多区博多駅前 3-27-24 博多タナカビル
〒 812-0011 電話 092 (413) 7407 (代)